

第7章 防災・減災

第7章 防災・減災分野の取組の方向

I ため池などの農地・農業用施設の防災力の強化

■ 目指す姿（5年後）

ため池の補強や廃止，保全対策を進めていく仕組みと体制が整っています。また，ハザードマップなど異常気象時の避難を誘導するための情報が充実し，どこからでも情報入手できる環境が整っています。

1 これまでの取組と成果

【ため池総合対策】

- 約 19,000 箇所あるため池は，農業用水を確保するための貴重な水源として利用されるとともに，適切な管理を通じて洪水調節や動植物の生息環境を提供する場となるなど多面的な機能を発揮してきました。
- 平成 30 年 7 月豪雨では，約 50 箇所のため池が決壊し，下流への被害も発生したことから，家屋や公共施設などへの被害のおそれがある約 12,600 箇所に対して緊急点検を行うとともに，平成 31 年 3 月には「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定しました。
- 約 7,800 箇所の防災重点ため池に対して，浸水想定区域図などの情報を提供し，住民の迅速な避難行動につなげる対策を進めるとともに，農業利用するため池の管理強化と補強対策，農業利用しなくなった防災重点ため池の統合・廃止対策に取り組みました。
- 令和元年 7 月に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（以下，「管理保全法」という。）に基づき，所有者等へため池に関する情報の届出書を提出するよう働きかけた結果，約 13,000 箇所（令和 2 年 10 月末）について利用や管理の状況を把握することができました。

【地すべり防止・海岸保全施設の保全対策等】

農地や農村地域の安全・安心の確保に向け，地すべり防止施設や海岸保全施設の整備及び改修などを計画的に進めました。

2 課題

- 防災重点ため池については，健全度を踏まえた計画的な対策の推進が必要となることから，まずは，利用や管理の実態を把握する必要があります。しかし，管理保全法に基づく届け出は，令和 2 年 10 月末時点で約 3 割が未提出となっています。また，ため池の防災工事は，劣化や豪雨・地震に対する評価などをもとに進めることにはなりますが，現時点での実施箇所はその一部にとどまっています。
- ため池は，私有（共有）財産が多いものの，利用者の高齢化と減少により管理が十分できなくなっている箇所が増加しており，また，利用されなくなり管理されないまま放置されている箇所も増加しています。

- 引き続き利用していくため池に対しては管理体制を確保し、適正な管理が実施できるよう技術的なサポートなどを行っていく必要がありますが、管理の指導や助言を行った経験がある職員が少ない市町では、管理者などへの働きかけが難しくなっています。
- 近年、全国各地で豪雨などの激甚災害が増加していることから、ため池以外の農業用施設についても防災機能を高めていく必要があります。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向性

【ため池総合対策】

- すべての防災重点ため池を対象として、住民の迅速な避難行動へつながるよう、必要となる防災情報を提供していくとともに、こうした情報の認知を高めていきます。
- 届け出や点検等から著しい施設の劣化などを把握した場合には、低水位管理を要請するなど、危険な状態の回避に努めます。
- 農業用水として利用していくため池に対しては、管理体制の強化と補強対策を、また、農業用水として利用しなくなった防災重点ため池に対しては、統合や廃止対策を計画的に進めていきます。

【地すべり防止・海岸保全施設の保全対策等】

農地などへの被害を未然に防止するために必要となる施設の整備・保全対策を計画的に進めます。

4 具体的行動計画

【ため池総合対策】

(1) 住民の迅速な避難行動につながる対策

- 防災重点ため池の名称、位置及び浸水想定区域に関する情報を、「広島県ため池マップ」等を通じて情報提供していきます。また、作成した浸水想定区域図を基に、避難所など住民が避難に必要とする情報を付加した「ハザードマップ」の作成と公表を市町が進めるよう支援します。
- 防災情報が住民の避難に向けた意思決定や具体的な行動につながるよう、提供する情報の充実と定期的な周知などを他分野の防災対策と連携を図りながら推進します。



【図1 広島県ため池マップによる防災情報の提供】

(2) 管理強化と防災工事（補強・廃止）

- 利用や管理の実態を把握するため、管理保全法に基づく届け出がされていない箇所所有者や管理者の探索を進めます。また、管理者の変更を適宜把握し情報の更新をするなど適正化を図ります。
- 防災工事を進める際は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、劣化や豪雨・地震に対する評価などを行った上で、学校などの避難所や防災活動の拠点となる施設への浸水による影響の有無なども考慮しながら防災工事の優先度を定め、計画的に推進していきます。なお、防災工事の実施にあたっては、地域の自然環境との調和に配慮しながら進めます。
- 適正な管理体制を確保していくため、管理者に対する技術的なサポートとため池の状態を定期的に把握していく仕組みを構築します。



【図2 補強工事（改修）】



【図3 廃止工事（開削）】

【地すべり防止・海岸保全施設の保全対策等】

地すべりや高潮などによる農地などへの被害を未然に防止するための施設整備と機能保全対策を計画的に進めていきます。また、国において、令和2年7月に、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させることを目的とした「流域治水プロジェクト」を、防災・減災、国土強靱化のための対策として推進することとしたことから、雨が降る前に、施設の管理者が農業用ダムの水位を下げ、洪水調節機能を持たせるなどの取組を支援します。

5 指標

項目	現状 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7
防災重点ため池の防災工事 (補強・廃止)の完了箇所数(箇所)	4 [459]	63	63	68	68	68 [883]

II 山地災害防止に向けた取組

■ 目指す姿（5年後）

平成30年7月豪雨により被災した箇所への復旧事業を完了させることで、被災地において安全な生活基盤を確保するとともに、効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、山地災害による県民への影響が減少しています。

1 これまでの取組と成果

- 「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づき策定した「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画」を公表し、災害関連緊急治山事業等（59箇所）を実施してきており、令和2年度末までに55箇所にて工事完了の見込みとなっています。
- 災害関連緊急治山事業等に引き続き、再度災害を防止するため、令和元年度から5カ年計画で治山激甚災害対策特別緊急事業（176箇所）を、順次、実施しています。
- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」を策定し、治山ダムの強靱化を図ることで災害防止機能を高めています。
- 山地災害危険地区の防災対策として治山施設の整備を進め、着手箇所数が増加しています。（平成26年度末：5,183箇所→令和元年度末：5,336箇所）

2 課題

- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に沿って、被災地の復旧に向けた治山施設等の整備を最優先で実施する必要があります。
- 整備未着手のままの山地災害危険地区が多く存在しており、治山施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 治山施設の点検結果に基づき策定される「個別施設計画」に沿って、既存施設の機能を維持発揮させるため、老朽化対策等の強化を図る必要があります。
- 手入れ不足の人工林では、土砂の流出や崩壊の防止等といった森林が有している公益的機能の低下が懸念されており、公益的機能を維持・発揮させる必要があります。
- 大規模な土砂災害を経験し、防災・減災の重要性が一層認識されているものの、未だ県民の十分な避難行動につながっていません。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向性

- 平成30年7月豪雨により被災した箇所への復旧事業を最優先に取り組みます。
- 効率的かつ効果的に山地災害を未然に防止するため、優先度等を考慮した治山施設の整備を進めるとともに、治山施設の老朽化対策を計画的に進め、施設の効果を発揮し続けられるよう適正な維持管理に努めます。
- 治山施設の整備に加え、手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響が大きい箇所について、間伐を実施することで根系や下層植生の発達を促すことにより、災害に強い森づくりを推進します。

- 山地災害のリスクや治山施設の整備情報を、県民及び自主防災組織等が直接入手できるよう、ホームページにおける情報の共有・発信に取り組みます。

4 具体的行動計画

- 治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和5年度での完了を目指して、最優先で取り組みます。事業実施に際して、被災が著しい地域では、災害復旧事業が集中していることから、市町が実施する事業との調整を図りながら進めていきます。
- 平成30年7月豪雨により被害を受けなかった箇所においても、災害リスクの高い箇所が存在しており、集中豪雨等による山地災害を未然に防止するため、優先度・危険度等を考慮しながら事業実施します。
- これまでに整備してきた治山施設について、定期点検結果や平成30年7月豪雨災害後に実施した緊急点検結果に基づき、治山施設の機能が効率的・効果的に発揮し続けるよう、維持管理を進めるために策定した「個別施設計画」に沿って、計画的に老朽化対策を進めます。また、5年に1度の間隔で実施している定期点検を継続することで施設の現況把握を行い、「個別施設計画」に反映させながら適正な維持管理を行っていきます。
- 土砂の流出や崩壊の防止等の公益的機能を維持・発揮させるため、治山施設の整備に加え、手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響が大きくなると懸念される箇所において集中的に間伐を進めていきます。
- 治山施設の整備と並行し、山地災害に対する防災意識を高めるため、災害復旧対策として実施している治山施設の整備状況や既存施設の設置状況などを、県民及び自主防災組織等が直接入手できるよう、ホームページでの情報提供を進めます。



【図4 災害地の復旧状況（福山市神村町）】

5 指標

項目	現状 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7
山地災害危険地区における 治山施設整備の着手箇所数(箇所)	5,336	5,431	5,456	5,476	5,496	5,516
手入れ不足の人工林の間伐面積 (ha/年) 【再掲】	617	930	1,000	1,010	1,040	1,050